

議案第235号

福岡市立障がい者フレンドホーム条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年12月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、障がい者の福祉の向上に資するため、中央障がい者フレンドホームを設置する必要があるによる。

福岡市立障がい者フレンドホーム条例の一部を改正する条例

福岡市立障がい者フレンドホーム条例（昭和62年福岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 福岡市立中央障がい者フレンドホーム | 福岡市中央区舞鶴一丁目 |
|-------------------|-------------|

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（供用開始日）

- 2 この条例の施行にかかわらず、福岡市立中央障がい者フレンドホームの供用は、規則で定める日から開始する。